

## 山口県介護ロボット導入支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 山口県介護ロボット導入支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山口県補助金交付規則(平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。)及び山口県介護ロボット導入支援事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(交付の対象者)

第2条 この補助金の対象者は、別表のとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備の購入又はレンタル、リースに係る経費とし、以下のものは補助対象経費から除くものとする。

- (1) 保険料
- (2) 機器のメンテナンスに要する経費及び通信に係る経費
- (3) 交付決定前に購入又はレンタル、リース契約を締結したもの
- (4) 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費
- (5) その他本事業として適当と認められない経費

(事業内容)

第4条 介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために介護ロボットを導入及び見守り機器の導入に伴う通信環境整備を行う介護サービス事業者で、交付要綱による補助を希望する者は、「介護ロボット導入計画書」(別紙)を策定し、別に定める期日までに県に提出しなければならない。

この場合において、交付要綱第4条第1号ア及び第2号に規定する4分の3の補助率を適用するときは、「介護ロボット導入計画書」に「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン(パイロット事業改訂版)」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)を参考にしつつ、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 従前の介護職員等の人員体制
  - (2) 介護ロボット等の導入後に見込む介護職員等の人員体制
  - (3) 利用者のケアの質や、休憩時間の確保等の職員の負担軽減に資する具体的な取組
- 2 県は、「介護ロボット導入計画書」を審査の上、予算の範囲内で交付の内示をするものとする。内示を受けた介護サービス事業者は、交付要綱に規定する補助金交付申請書を提出するものとする。
- 3 複数の分割可能な部分で構成される介護ロボットについては、当該介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。
- 4 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は1年分のリース又はレンタル料金を限度とする。
- 5 補助金の交付決定を受け、介護ロボットを導入した介護サービス事業者は、介護サービス事業所において、当該介護ロボットを使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、原則として3年間、県へ報告するものとする。

この場合において、交付要綱第4条第1号ア及び第2号に規定する4分の3の補助率を適用するときは、介護ロボット等を導入後の介護職員等の人員体制を示すとともに、介護ロボット導入計画時に立てた見込みの人員体制と異なる場合はその理由を示すものとする。

- 6 県に提出された介護ロボット導入計画書及び介護ロボット使用状況報告書については、県のホームページ等により他の介護サービス事業者に周知するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表

介護サービスの区分	交付の対象者
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設（地域密着型を含む）
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院
	特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）
	認知症対応型共同生活介護
在宅系サービス	通所介護（地域密着型を含む）
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	認知症対応型通所介護

(別紙)

# 介護ロボット導入計画書

年 月 日

担 当 者 (所属)

(氏名)

連 絡 先

法人名	介護サービス事業所名	介護サービスの種別	利用定員数
			人

(介護ロボット)

法人内における導入済の介護ロボットの状況	<input type="checkbox"/> 有 (製品名 ) (製品名 )	台	<input type="checkbox"/> 無
今回導入する介護ロボットの製品名		導入台数	台
購入又はリース・レンタルの別	購入(予定)時期	年	月
	リース・レンタルの契約(予定)期間	年	月から 月まで
購入又はリース・レンタルに要する経費の内訳	本体		円
	付属品		円
	初期導入費		円
	合計		円 0 円
介護ロボット導入の具体的な目的			
介護ロボットの活用想定			
介護ロボット導入により達成すべき目標			

※記入欄が不足する場合は適宜追加してください。  
※見積書、カタログを添付してください。(コピー可)

(見守り機器の導入に伴うWIFI環境整備)

見守り機器の導入に伴う WIFI環境の整備	○機器の名称			
	○整備内容			
WIFI環境整備の 達成すべき目的				
WIFI環境整備の 期待する目標・効果				
購入又は リース・レンタルの別		購入(予定)時期	年	月
		リース・レンタルの 契約(予定)期間	年	月から 月まで
WIFI環境整備の 経費内訳	モデム・ルーター			円
	アクセスポイント			円
	システム管理サーバー			円
				円
	合計			0円

※記入欄が不足する場合は適宜追加してください。  
 ※見積書、カタログを添付してください。(コピー可)

以下は、補助率「3/4」の適用を受けようとする場合のみ記入すること。 ○内容を審査の上、次の要件1及び2をともに満たす場合は、補助率が4分の3となります。	
※「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（パイロット事業改訂版）」 （厚生労働省老健局・令和2年3月発行）を参考にすること。 ※本計画の見込みの人員体制と実績が異なった場合は、実績報告時にその理由を報告すること。 報告内容は、県から国へ報告します。	
<要件1> 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトを活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うことを予定している	該当する場合、 ○を記入
従前の介護職員等の 人員体制	
介護ロボット等の導 入後に見込む介護職 員等の人員体制	
<要件2> 利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定している	該当する場合、 ○を記入
利用者のケアの質 や、休憩時間の確保 等の職員の負担軽減 に資する具体的な取 組	